

平成十二年十二月一日受領  
答弁第二七号

内閣衆質一五〇第二七号

平成十二年十二月一日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出秘密漏洩の構成要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出秘密漏洩の構成要件に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

秘密の漏えいが職員等の過失による場合については、当該職員等が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十九条第一項又は官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）第四条第一項に違反するものとして刑罰に処せられることはない。